

《確定申告について》

(1) 年金の所得金額は、その年に受けたその他の所得とともにご自分の住所地を所轄する税務署へ申告し、その納税額を納付します。源泉徴収された税額がある場合には、納税額との過不足を精算することになります。

(2) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告のお手続きの必要はありません(※)。

なお、確定申告の必要がない場合でも、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けることができる場合もあります。

(※) 外国の制度に基づき国外において支払われる年金などを受取られている場合には、確定申告不要制度の適用はできません。

(3) 確定申告は、2月16日(金)から3月15日(木)までの間、税務署で受け付けています。なお、還付を受ける方の申告は、2月15日(木)以前から受け付けています。

(4) e-Taxについて
e-Taxのご利用により、インターネットでの確定申告が可能です。

e-Taxの詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

[e-TaxホームページURL] <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

所得税等の確定申告書または住民税申告書を提出する際は、申告の都度、

マイナンバー(12桁)の記載が必要です!

本人確認書類の提示または写しの添付が必要です!

【本人確認書類の例】 例① マイナンバーカード
例② 通知カード+運転免許証などの顔写真付身分証明書など

確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成できます。また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信することができます(印刷して郵送等により提出することもできます。)
- マイナンバーカードを取得し、ICカードリーダーライタを準備すれば、マイナンバーカードを利用して、e-Taxにより送信することができます。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
www.nta.go.jp

源泉徴収票の個人番号(マイナンバー)について

受給者様へお送りいたしました源泉徴収票には個人番号(マイナンバー)を表示していません。公的年金等の支払者は源泉徴収票を2通作成し、1通を受給者様へ、もう1通を税務署長へ提出することとなっておりますが、個人番号(マイナンバー)は税務署長へ提出する源泉徴収票のみへ表示することとなっております。

国税庁の要請による案内文言を更新しました。

詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

公的年金等の源泉徴収票 在中

